

単価の名称 第 1 欄	設 定 の 要 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 職業指導員加算分 保護単価	福祉型障害児入所施設（主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）であって、別表 8 のその施設の職員の定数表に掲げる「職業指導員」が別の基準によりおかれている場合	別表 7 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の（1）職業指導員加算分保護単価
2 幼児加算分保護単 価	主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設であって幼児が入所している場合	別表 7 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の（2）主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分保護単価
3 民間施設給与等改 善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設（昭和 46 年 7 月 16 日社庶第 121 号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。）の場合	一般分保護単価（職業指導員加算分保護単価、心理指導担当職員配置加算分保護単価、心理指導担当職員配置加算分保護単価（公認心理師を配置した場合）、看護職員配置加算（Ⅰ）分保護単価、看護職員配置加算（Ⅱ）分保護単価、児童発達支援管理責任者配置費分保護単価、児童指導員等加配加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの加算単価を加算した額）又は、別に定める基準により認定された保護単価×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずるこ

		とができる。)
4 指導員特別加算分 保護単価	主として盲児又はろうあ児を入所させる 福祉型障害児入所施設の場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(3)主 として盲児又はろうあ児を入 所させる福祉型障害児入所施 設の指導員特別加算分保護単 価
5 知的障害児自活訓 練事業加算費	別に定める基準により加算の認定を受け た場合	別に定める基準により認定さ れた保護単価
6 心理指導担当職員 配置加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定め る基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(4)心 理指導担当職員配置加算分保 護単価
7 心理指導担当職員 配置加算費(公認心 理師を配置した場 合)	福祉型障害児入所施設であって、別に定め る基準に該当し、「公認心理師」の資格を 有する者を配置した場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(5)心 理指導担当職員配置加算分保 護単価(公認心理師を配置した 場合)
8 看護職員配置加算 (I)費	主として知的障害のある児童、盲児又はろ うあ児を入所させる福祉型障害児入所施 設であって、別に定める基準に該当する場 合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(6)看 護職員加配加算(I)分保護単 価
9 看護職員配置加算 (II)費	福祉型障害児入所施設であって、別に定め る基準に該当する「看護職員」を加配して 配置した場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(7)看 護職員加配加算(II)分保護単 価
10 児童発達支援管理 責任者配置費	福祉型障害児入所施設であって、別表8及 び9のその施設の職員の定数表に掲げる 「児童発達支援管理責任者」が配置されて いる場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(8)児 童発達支援管理責任者配置費 分保護単価
11 児童指導員等加配 加算費	福祉型障害児入所施設であって、別表8及 び9のその施設の職員の定数表に掲げる 「児童指導員、保育士」を加配して配置さ れている場合、又は「理学療法士、作業療	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(9)児 童指導員等加配加算分保護単 価

	法士、言語聴覚士」が配置されている場合 (2名まで)	
12 小規模グループケア加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)小規模グループケア加算分保護単価

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の 用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費	福祉型障害児入所施設	施設を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	<p>次の算式(1)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は、次の算式(2)(関係支弁義務者が協議を行ない、各支弁義務者が措置児童等数にかかわらず、支弁すべき人員(いわゆる協定人員)を定めて支弁することとしているときは算式(3))によって算定した額とする。</p> <p>なお、主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設に措置幼児がそれぞれ入所している場合には、算式(4)を加算する。</p> <p>算式(1) その施設の月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2) その施設の月額保護単価×その月初日の措置児童等数×支弁率(※)</p> <p>(※) $\left[\frac{\text{その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童等数}}{\text{その施設のその月の月初日の総措置児童等数}} \right]$</p> <p>算式(3) その施設の月額保護単価×その協定人員(その月初日において私的契約者があるときは、その数を控除した数)</p> <p>算式(4) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分月額保護単価×その月初日の措置幼児数</p>

(2)	ア	福祉型障害児入所施設の措置児童等	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>福祉型障害児入所施設の場合は、次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、福祉型障害児入所施設において重度障害児が入所しているときは、重度障害児支援加算費(以下「重度加算費」という。)として算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額をそれぞれ加算する。</p> <p>算式(1)</p> $50,820 \text{ 円} \times \text{その月の初日の措置児童等数}$ <p>算式(2)</p> <p>次の表の重度加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度障害児数</p> <p>重度加算費保護単価表 (重度障害児 1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害種別</th> <th colspan="2">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">知的障害児</td> <td>25%加算分</td> <td>50,700 円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>60,830 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自閉症児</td> <td>25%加算分</td> <td>50,700 円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>60,830 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">盲児</td> <td>25%加算分</td> <td>48,510 円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>58,210 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ろうあ児</td> <td>25%加算分</td> <td>43,740 円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>52,500 円</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児</td> <td colspan="2">60,830 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額を加算</p>	障害種別	月額		知的障害児	25%加算分	50,700 円	30%加算分	60,830 円	自閉症児	25%加算分	50,700 円	30%加算分	60,830 円	盲児	25%加算分	48,510 円	30%加算分	58,210 円	ろうあ児	25%加算分	43,740 円	30%加算分	52,500 円	肢体不自由児	60,830 円	
	障害種別	月額																												
知的障害児	25%加算分	50,700 円																												
	30%加算分	60,830 円																												
自閉症児	25%加算分	50,700 円																												
	30%加算分	60,830 円																												
盲児	25%加算分	48,510 円																												
	30%加算分	58,210 円																												
ろうあ児	25%加算分	43,740 円																												
	30%加算分	52,500 円																												
肢体不自由児	60,830 円																													
イ	福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別に定める基準により重度障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等																												

生活費

諸

費

			<p>する。（主として肢体不自由児を入所させる場合は除く。）</p> <p>行動障害児加算費月額保護単価 3,340 円 × その月の別に定める基準による行動障害児数</p>
ウ 強度 行動 障害 児 特別 支援 加算 費	主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別に定める基準により指定を受けた施設の強度行動障害児	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算 式（3）</p> <p>強度行動障害児特別支援加算費月額保護単価 241,940 円×その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数</p>
エ 重度 重複 障害 児 加算 費	重度加算費の対象児童等であって、別に定める基準により重度重複障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算 式（4）</p> <p>重度重複障害児加算費月額保護単価 34,600 円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数</p>
オ 被 虐 待 児	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に入所する措	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算 式（5）</p> <p>被虐待児受入加算費月額保護単価 37,900 円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数</p>

	受 入 加 算 費	置 児 童 等 で あ っ て、 別 に 定 め る 基 準 に よ り 虐 待 を 受 け て い た も の と 認 定 さ れ た 児 童																														
(3)	ア 肢 点 体 数 分	主として肢 体不自由児 を入所させ る医療型障 害児入所施 設の措置児 童等	施設の運 営に必要な 事務費及び 生活諸経費	次の算式(1)から(10)により算定した額の合 算額 算 式(1) 保健衛生費月額保護単価 370 円×その月初 日の措置児童等数 算 式(2) 次の表のA欄に掲げる保育士等加算費月額 保護単価×その月初日の措置児童等数(地方 公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施 設以外の施設の場合、民間施設加算額として 次の表のB欄に掲げる額を加算した額とす る。)																												
自 由 児 基 本 分 措				保育士等加算費保護単価表(措置児童等1人当たり月額) (平成31年4月から令和元年9月)																												
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">措置児童等数</th> <th>50人 まで</th> <th>51人 から 60人 まで</th> <th>61人 から 70人 まで</th> <th>71人 から 80人 まで</th> <th>81人 から 90人 まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 欄</td> <td>基 本 分</td> <td>円 28,780</td> <td>円 27,980</td> <td>円 27,380</td> <td>円 26,660</td> <td>円 25,920</td> </tr> <tr> <td>B 欄</td> <td>加 算 分</td> <td>2,460</td> <td>2,350</td> <td>2,320</td> <td>2,240</td> <td>2,160</td> </tr> <tr> <td></td> <td>措置児童等数</td> <td>91人か ら100人 まで</td> <td>101人 から 110人 まで</td> <td>111人 から 120人 まで</td> <td>121人か ら130人 まで</td> <td>131人 から 140人 まで</td> </tr> </tbody> </table>	措置児童等数		50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで	81人 から 90人 まで	A 欄	基 本 分	円 28,780	円 27,980	円 27,380	円 26,660	円 25,920	B 欄	加 算 分	2,460	2,350	2,320	2,240	2,160		措置児童等数	91人か ら100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 から 120人 まで	121人か ら130人 まで	131人 から 140人 まで
措置児童等数		50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで	81人 から 90人 まで																										
A 欄	基 本 分	円 28,780	円 27,980	円 27,380	円 26,660	円 25,920																										
B 欄	加 算 分	2,460	2,350	2,320	2,240	2,160																										
	措置児童等数	91人か ら100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 から 120人 まで	121人か ら130人 まで	131人 から 140人 まで																										

置
費

A 欄	基本分	円 25,210	円 24,960	円 24,760	円 24,460	円 24,280
B 欄	加算分	2,150	2,110	2,090	2,070	2,050
措置児童等数		141人 から 150人 まで	151人 から 160人 まで	161人 から 170人 まで	171人 から 180人 まで	181人 から 190人 まで
A 欄	基本分	円 24,070	円 23,910	円 23,780	円 23,700	円 23,580
B 欄	加算分	2,040	2,020	2,020	2,000	1,990
措置児童等数		191人 から 200人 まで	201人 以上			
A 欄	基本分	円 23,470	円 23,380			
B 欄	加算分	1,990	1,950			

(令和元年10月から令和2年3月)

措置児童等数		50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで	81人 から 90人 まで
A 欄	基本分	円 28,820	円 08,020	円 27,410	円 26,700	円 25,960
B 欄	加算分	2,460	2,350	2,330	2,250	2,160

措置児童等数		91 人から 100 人 まで	101 人 から 110 人 まで	111 人 から 120 人 まで	121 人 から 130 人 まで	131 人 から 140 人 まで
A 欄	基 本 分	円 25,250	円 24,990	円 24,790	円 24,500	円 24,310
B 欄	加 算 分	2,160	2,120	2,090	2,070	2,050
措置児童等数		141 人 から 150 人 まで	151 人 から 160 人 まで	161 人 から 170 人 まで	171 人 から 180 人 まで	181 人 から 190 人 まで
A 欄	基 本 分	円 24,100	円 23,940	円 23,820	円 23,730	円 23,620
B 欄	加 算 分	2,040	2,030	2,020	2,000	1,990
措置児童等数		191 人 から 200 人 まで	201 人 以上			
A 欄	基 本 分	円 23,500	円 23,410			
B 欄	加 算 分	2,000	1,960			

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left(\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{その月} \\ \text{初日の} \\ \text{措置乳} \\ \text{幼児数} \end{array} \right)$$

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとする。

乳幼児保育士等加算費保護単価表
(乳幼児1人当たり月額)

(平成31年4月から令和元年9月)

	A 欄	B 欄
基本分	21,700 円	1,840 円

(令和元年10月から令和2年3月)

	A 欄	B 欄
基本分	21,730 円	1,840 円

算式(3)

日用品費月額保護単価 20,340 円 × その月初日の措置児童等数

算式(4)

指導訓練材料費月額保護単価 430 円 × その月初日の措置児童等数

算式(5)

看護代替要員費月額保護単価 160 円×その月初日の措置児童等数

算式(6)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価
310 円×その月初日の措置児童等数

各月初日において、スプリンクラー設備(「消防法施行令」(昭和 36 年政令第 37 号)、「同法施行規則」(昭和 36 年自治省令第 6 号)に定める設備・設置基準及び昭和 62 年 10 月 27 日消防予第 189 号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(消防庁予防課長通知)に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。)を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算式(7)

心理指導担当職員配置加算分月額保護単価
5,410 円(令和元年 10 月以降は 5,420 円)円×その月初日の措置児童等数

算式(8)

心理指導担当職員配置加算分月額保護単価(公認心理師を配置した場合)
6,610 円(令和元年 10 月以降は 6,620 円)×その月初日の措置児童等数

算式(9)

児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価
7,710 円×その月初日の措置児童等数

算式(10)

小規模グループケア加算分月額保護単価
76,000 円(令和元年 10 月以降は 76,120 円)×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数

(注) この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特

			別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、これらの経費の支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(15)まで、(17)及び(18)の費目の項に定めるところによる。	
	イ 重 度 障 害 児 支 援 加 算 費	別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童等	その児童の看護及び日常諸経費等	重度障害児支援加算費月額保護単価 60,830 円×その月初日の別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童等数
(4) 肢 体 不 自 由 児 療	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(5)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1)(日用品費分) 日用品費月額保護単価 20,340 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2)(保育士等加算費分) 保育士等加算費月額保護単価 21,700 円(令和元年10月以降は21,730円)×その月初日の措置児童等数</p> <p>ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を合算する。 乳幼児保育士等加算費月額保護単価 21,700 円(令和元年10月以降は21,730円)×その月初日の措置乳幼児数</p> <p>(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとす。</p>	

育費			<p>算式(3) (重度障害児支援加算費分) 重度障害児支援加算費月額保護単価 60,830円×その月初日の措置児童等数(すべての措置児を重度肢体不自由児棟に入所されているものとみなす。)</p> <p>算式(4) 指導訓練材料費月額保護単価 430円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(5) 特別訓練費月額保護単価 820円×その月初日において15歳を超えた児童であって、教育費又は、特別育成費を支弁されない措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)まで及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>
(5) 自閉症児基	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(10)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1)(保健衛生費分) 保健衛生費月額保護単価 370円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2)(保育士等加算費)</p> $\left[\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に掲げる} \\ \text{保育士等加算} \\ \text{費月額保護単価} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{児童等数} \end{array} \right]$ <p>(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)</p>

本
分
措
置
費

保育士等加算費保護単価表（措置児童等 1 人当たり月額）

（平成 31 年 4 月から令和元年 9 月）

措置児童等数		40 人 まで	41 人 から 50 人 まで	51 人 から 60 人 まで	61 人 から 70 人 まで	71 人 から 80 人 まで
A 欄	基 本 分	円 76,530	円 75,500	円 74,370	円 73,270	円 72,140
B 欄	加 算 分	円 6,720	円 6,680	円 6,500	円 6,420	円 6,320
措置児童等数		81 人 から 90 人 まで	91 人 から 100 人 まで	101 人 から 110 人 まで	111 人 以上	
A 欄	基 本 分	円 71,720	円 71,410	円 70,980	円 70,570	
B 欄	加 算 分	円 6,270	円 6,270	円 6,200	円 6,190	

（令和元年 10 月から令和 2 年 3 月）

措置児童等数		40 人 まで	41 人 から 50 人 まで	51 人 から 60 人 まで	61 人 から 70 人 まで	71 人 から 80 人 まで
A 欄	基 本 分	円 76,630	円 75,610	円 74,480	円 73,370	円 72,240

B 欄	加 算 分	6,730	6,690	6,510	6,430	6,320
措置児童等数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上	
A 欄	基 本 分	円 71,830	円 71,500	円 71,080	円 70,670	
B 欄	加 算 分	6,280	6,280	6,210	6,200	

算 式(3) (日用品費分)

日用品費月額保護単価 20,340円×その月初日の措置児童等数

算 式(4) (看護代替要員費分)

看護代替要員費月額保護単価 160円×その月初日の措置児童等数

算 式(5) (重度障害児支援加算費分)

次の表の重度障害児支援加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重障害児数

重度障害児支援加算費保護単価表

(措置児童等 1 人当たり)

区 分	保護単価 (月額)
25%加算分	50,700 円
30%加算分	60,830 円

ただし、別に定める基準に該当する場合においては、次の算式により算定した額を加算する。

行動障害児加算費月額保護単価 3,340 円×その月の別に定める基準による行動障害児数

算 式 (6) (スプリンクラー保守管理等費分)
スプリンクラー保守管理等費月額保護単価
(40 人以下施設) 950 円×その月初日の措置児童等数

各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算 式 (7)

心理指導担当職員配置加算分月額保護単価
5,410 円(令和元年 10 月以降は 5,420 円)×その月初日の措置児童等数

算 式 (8)

心理指導担当職員配置加算分月額保護単価(公認心理師を配置した場合)
6,610 円(令和元年 10 月以降は 6,620 円)×その月初日の措置児童等数

算 式 (9)

児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価
7,710 円×その月初日の措置児童等数

算 式 (10)

小規模グループケア加算分月額保護単価

			<p>76,000 円(令和元年 10 月以降は 76,120 円) × その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(15)及び(17)並びに(18)の費目の項に定めるところによる。</p>
(6)	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(7)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1) (指導費分) 指導費月額保護単価 250,880 円 × その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2) (日用品費分) 日用品費月額保護単価 20,340 円 × その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(3) (看護代替要員費分) 看護代替要員費月額保護単価 160 円 × その月初日の措置児童等数 (指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。)</p> <p>算式(4) (療育訓練費分) 療育訓練費月額保護単価 430 円 × その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(5) (スプリンクラー保守管理等費分) スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 310 円 × その月初日の措置児童等数 各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設 (地方公共団体及び社会福祉事業団</p>

育費			<p>等の経営する施設を除く。)</p> <p>算式(6) 児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価 7,710円 × その月初日の措置児童等数 (指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。)</p> <p>算式(7) 小規模グループケア加算分月額保護単価 76,000円(令和元年10月以降は76,120円) × その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数 (指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。)</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>
(7) 幼稚園	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって幼稚園に就園中のもの及び幼稚園に入園するもの。</p>	<p>幼稚園及び子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童(子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の支給を</p>	<p>次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費(寄付金は除く。)を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。</p>

費		受けている児童に限る。)が利用する施設・事業所(以下「幼稚園等」という。)の就園に必要な経費									
(8) 教育費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1)その児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費等代 (2)教材代 (3)通学のための交通費 (4)その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	<p>次の算式(1)によって算定した額</p> <p>ただし、教材代又は通学のための交通費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)又は算式(3)により算定した額を、特別支援学校の高等部第1学年に入学する児童があるときは、算式(4)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。</p> <p>なお、算式(4)については、4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童等数</p> <p>教育費保護単価表(措置児童等1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="815 1559 1437 1805"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>円 2,170</td> <td>円 4,300</td> <td>円 4,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2)</p> <p>その施設のその月におけるその措置児童等の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	円 2,170	円 4,300	円 4,300
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	円 2,170	円 4,300	円 4,300								

			<p>教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額</p> <p>算式(3)</p> <p>その施設のその月におけるその措置児童等であって、交通費の支給を必要と認めるもの(その児童(重症心身障害児を除く。)が通学する場合に付添人を特に必要と認めるときは、その付添人を含み、その数はそれぞれ児童6人につき1人とする。)があるときは、その児童又は付添人が最も経済的な通常の経路及び方法により通学し、又は付添いする場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額</p> <p>算式(4)</p> <p>特別加算費年額保護単価 61,200 円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童等数</p>
(9)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であつて、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設のその月におけるその措置児童等が、その義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額
学 校 給 食 費			

<p>(10)</p> <p>見 学 旅 行 費</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行(通常の「修学旅行」をいう。)に参加するもの。</p>	<p>その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算 式</p> <p>次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童等数</p> <p>見学旅行費保護単価表(措置児童等1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="831 539 1422 1025"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>21,190円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>57,290円</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価 (年額)	小学校第6学年	21,190円	中学校第3学年	57,290円	特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)	111,290円
学年別	保護単価 (年額)										
小学校第6学年	21,190円										
中学校第3学年	57,290円										
特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)	111,290円										
<p>(11)</p> <p>入 進 学 支 度 金</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。</p>	<p>その児童の入進学に際し必要な学童用品等の購入費</p>	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算 式</p> <p>次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童等数</p> <p>入進学支度金保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="815 1653 1437 1995"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>40,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年進学児童</td> <td>47,400円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価 (年額)	小学校第1学年入学児童	40,600円	中学校第1学年進学児童	47,400円		
学 年 別	保護単価 (年額)										
小学校第1学年入学児童	40,600円										
中学校第1学年進学児童	47,400円										

<p>(12) 特 別 育 成 費</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であつて、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。</p>	<p>次に掲げる経費 (1)その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等 (2)その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等</p>	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算 式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童等数</p> <p>特別育成費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="906 734 1406 1077"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,900 円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>33,910 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算 式(2) 特別加算費年額保護単価 61,200 円×高等学校第1学年入学措置児童等数</p>	公私別	保護単価 (月額)	国・公立高等学校	22,900 円	私立高等学校	33,910 円
公私別	保護単価 (月額)								
国・公立高等学校	22,900 円								
私立高等学校	33,910 円								
<p>(13) 夏</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であつ</p>	<p>その児童の夏季等特別行事に参加</p>	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>算 式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価 3,090</p>						

<p>季 等 特 別 行 事 費</p>	<p>て、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。</p>	<p>するのに必要な交通費等</p>	<p>円×夏季等特別行事参加措置児童等数</p>
<p>(14) 期 末 一 時 扶 助 費</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等</p>	<p>その児童の年末における被服等の購入費</p>	<p>次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式 期末一時扶助費年額保護単価 5,520 円×12月初日の措置児童等数</p>
<p>(15) 職 業 補 導 費</p>	<p>障害児入所施設の措置児童等(重症心身障害児を除く。)であって、義務教育を終了した後公共職業訓練所等の職業補導機関に通うもの。</p>	<p>次に掲げる経費 (1)その児童の交通費 (2)その児童に係る教科書代等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式(1) その施設のその月におけるその措置児童等が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの)の実費</p> <p>算式(2) 職業補導費月額保護単価 4,940 円×その月の職業補導機関に通っている措置児童等数</p>

(16) 児童用採暖費	福祉型障害児入所施設の措置児童等	その児童の冬の採暖に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。</p> <p>算式 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p> <p style="text-align: center;">児童用採暖費保護単価表（措置児童等1人当たり）</p> <table border="1" data-bbox="448 638 1437 981"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">級地別</th> <th style="text-align: center;">5級地</th> <th style="text-align: center;">4級地</th> <th style="text-align: center;">3級地</th> <th style="text-align: center;">2級地</th> <th style="text-align: center;">その他の地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">保護単価（月額）</td> <td style="text-align: center;">円 7,450</td> <td style="text-align: center;">円 5,710</td> <td style="text-align: center;">円 3,700</td> <td style="text-align: center;">円 2,750</td> <td style="text-align: center;">円 1,380</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 児童用採暖費の級地区分については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に規定する級地区分を使用すること。</p>	級地別	5級地	4級地	3級地	2級地	その他の地域	保護単価（月額）	円 7,450	円 5,710	円 3,700	円 2,750	円 1,380
	級地別	5級地	4級地	3級地	2級地	その他の地域									
保護単価（月額）	円 7,450	円 5,710	円 3,700	円 2,750	円 1,380										
(17) 就職支度費	障害児入所施設の措置児童等（重症心身障害児を除く。）であって、その児童が就職するためその入所の措置が解除されることとなったもの。	<p>(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費</p> <p>(2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費として支弁する。ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 81,260円×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価 141,430円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>												

<p>(18) 葬 祭 費</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、死亡したもの（以下「死亡児」という。）</p>	<p>その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費</p>	<p>次の算式により算定した額。ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の総額が 158,350 円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が 450 円を超えるときはその超える額を、自動車の料金その他死体の運搬に要した費用の額が 10,760 円を超えるときは 9,190 円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。</p> <p>算式 葬祭費 1 件当たり保護単価 158,350 円 × 死亡児数</p>
-------------------------------	--	-------------------------------------	--

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1) 肢体不自由児基本分措置医療費	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>ア その措置児童等が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において医療に関する給付が行われる額を控除した額</p> <p>イ アに該当しない措置児童等については、診療報酬の算定方法に準じて算定した額</p>
(2) 肢体不自由児療育費	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(3) 自	主として自閉症児を入	施設の運営に必要な	次の算式により算定した額の合計額

閉症児基本分措置医療費	所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	な医療費	<p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(4) 重症心身障害児療育費	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(5) 措置医療費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって疾病、障害等により医師、歯科医師等によって、診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためその支弁が必要と認められるもの	その児童等の医療に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>算式</p> <p>その施設その月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額</p> <p>なお、その児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の給付の取扱いの場合に準じて支弁して差支えない。</p>

別表 4

費目の種類 第1欄	対象経費 第2欄	基準額 第3欄
(1) 障害児入所給付費	法第24条の2に規定する障害児入所給付費の支給に要した費用	法第24条の2の規定に基づき、指定入所支援費用基準額につき算定した障害児入所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(2) 高額障害児入所給付費	法第24条の6に規定する高額障害児入所給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児入所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(3) 特定入所障害児食費等給付費	法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(4) 障害児通所給付費	法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費の支給に要した費用	法第21条の5の3の規定に基づき、指定通所支援費用基準額につき算定した障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

<p>(5) 特例障害児 通所給付費</p>	<p>法第 21 条の 5 の 4 に規定する特例障害児通所給付費の支給に要した費用</p>	<p>法第 21 条の 5 の 4 の規定に基づき算定した特例障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(6) 高額障害児 通所給付費</p>	<p>法第 21 条の 5 の 12 に規定する高額障害児通所給付費の支給に要した費用</p>	<p>児童福祉法施行令第 25 条の 5 の規定に基づき算定した高額障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(7) 障害児相談 支援給付費</p>	<p>法第 24 条の 26 に規定する障害児相談支援給付費の支給に要した費用</p>	<p>法第 24 条の 26 の規定に基づき算定した障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(8) 特例障害児 相談支援給 付費</p>	<p>法第 24 条の 27 に規定する特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用</p>	<p>法第 24 条の 27 の規定に基づき算定した特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(9) 旧障害児 施設給付 費</p>	<p>旧法第 24 条の 2 に規定する障害児施設給付費の支給に要した費用</p>	<p>旧法第 24 条の 2 の規定に基づき、指定施設支援費用基準額につき算定した障害児施設給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>

<p>(10)</p> <p>旧高額障害児施設給付費</p>	<p>旧法第 24 条の 6 に規定する高額障害児施設給付費の支給に要した費用</p>	<p>「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」第 2 条による改正前の児童福祉法施行令（以下「旧児童福祉法施行令」という。）第 27 条の 4 の規定に基づき算定した高額障害児施設給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(11)</p> <p>旧特定入所障害児食費等給付費</p>	<p>旧法第 24 条の 7 に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用</p>	<p>旧児童福祉法施行令第 27 条の 6 の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>

別表 5

費目の種類 第1欄	対象経費 第2欄	基準額 第3欄
(1) 障害児入所医療費	法第24条の20に規定する障害児入所医療費の支給に要した費用	法第24条の20の規定に基づき算定した障害児入所医療費の額から同法第24条の22に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(2) 肢体不自由児通所医療費	法第21条の5の29に規定する肢体不自由児通所医療費の支給に要した費用	法第21条の5の29の規定に基づき算定した肢体不自由児通所医療費の額から同法第21条の5の31に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(3) 旧障害児施設医療費	旧法第24条の20に規定する障害児施設医療費の支給に要した費用	旧法第24条の20の規定に基づき算定した障害児施設医療費の額から同法第24条の22に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	
階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)	
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯	0 円	
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	
C	A 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500	
D 1	A 階層及び C 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	12,000 円以下	6,600
D 2		12,001 円から 30,000 円まで	9,000
D 3		30,001 円から 60,000 円まで	13,500
D 4		60,001 円から 96,000 円まで	18,700
D 5		96,001 円から 189,000 円まで	29,000

D 6	189,001 円から 277,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（治療に要する費用を含む。以下同じ。）（全額徴収。ただし、その額が 41,200 円を超えるときは 41,200 円とする。）
D 7	277,001 円から 348,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 54,200 円を超えるときは 54,200 円とする。）
D 8	348,001 円から 465,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 68,700 円を超えるときは 68,700 円とする。）
D 9	465,001 円から 594,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 85,000 円を超えるときは 85,000 円とする。）
D 10	594,001 円から 716,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 102,900 円を超えるときは 102,900 円とする。）
D 11	716,001 円から 864,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 122,500 円を超えるときは 122,500 円とする。）

D 12	864,001 円から 1,056,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 143,800 円を超えるときは 143,800 円とする。）
D 13	1,056,001 円から 1,238,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 166,600 円を超えるときは 166,600 円とする。）
D 14	1,238,001 円から 1,439,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 191,200 円を超えるときは 191,200 円とする。）
D 15	1,439,001 円以上	全 額 徴 収
備 考	<p>1 この表の C 階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、同階層及び D 1～D 15 階層における「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割の額をいう。</p> <p>なお、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。</p> <p>（1） 地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。</p> <p>（2） 地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族（16 歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第 314 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する特定扶養親族（19 歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に</p>	

限る。)に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第 292 条第 1 項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第 295 条第 1 項(第 2 号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する額(同条第 3 項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関(入所に限る。)をいう。

4 措置児童等の属する世帯の階層が B 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は 0 円とする。

② 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯

② 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 1 項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第 2 項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯

③ 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第 24 条の 2 により入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)(以下「障害者総合支援法」という。)第 6 条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第 5 条第 6 項、第 7 項、第 12 項、第 13 項及び第 14 項のサービスに限る。)又は障害者総合支援法附則第 22 条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)に定め

る療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

④ 「その他の世帯」………保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第 56 条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

5 同一世帯から 2 人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、この表の基準額に 0.1 を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

6 措置児童等が、3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第 56 条第 2 項の規定にかかわらず、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。

ただし、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

7 6 の規定は、B 階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

別表 7-1 障害児入所施設事務費の保護単価（措置児童等 1 人当たり）表
（平成31年 4 月から令和元年 9 月）

1 一般分保護単価

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	272,740	264,650	262,600	257,230	254,330	246,810	241,110	235,420
31 ~ 40	229,820	222,940	221,270	216,630	214,220	207,900	203,110	198,300
41 ~ 50	206,930	200,750	199,200	195,030	192,830	187,120	182,730	178,350
51 ~ 60	199,910	193,920	192,420	188,430	186,280	180,580	176,430	172,160
61 ~ 70	193,390	187,550	186,100	182,140	180,100	174,540	170,500	166,380
71 ~ 80	184,460	178,890	177,470	173,670	171,670	166,420	162,560	158,590
81 ~ 90	179,900	174,410	173,040	169,350	167,510	162,270	158,480	154,670
91 ~ 100	173,190	167,960	166,640	163,020	161,130	156,170	152,490	148,740
101 ~ 110	172,230	167,000	165,660	162,090	160,310	155,290	151,650	147,940
111 ~ 120	171,390	166,160	164,870	161,370	159,490	154,570	150,920	147,230
121 ~ 130	170,540	165,330	164,010	160,550	158,640	153,760	150,070	146,430
131 ~ 140	169,610	164,430	163,120	159,660	157,850	152,960	149,310	145,630
141 ~ 150	168,850	163,660	162,370	158,880	157,070	152,160	148,600	144,930
151 ~ 160	167,630	162,460	161,220	157,770	155,990	151,160	147,460	143,860
161 ~ 170	166,400	161,300	160,040	156,600	154,860	150,000	146,470	142,750
171 ~ 180	165,280	160,200	158,970	155,520	153,640	149,000	145,360	141,800
181 ~ 190	163,960	158,960	157,690	154,270	152,540	147,800	144,270	140,680
191人以上	162,690	157,750	156,480	153,130	151,380	146,710	143,170	139,660

(1) - 2 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	541,370	525,640	521,700	510,240	504,120	488,270	476,290	464,210
11 ~ 20	353,670	343,280	340,620	333,150	329,220	318,680	310,880	302,960

(1) - 3 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	219,130	213,300	211,840	207,600	205,370	199,440	195,090	190,670
11 ~ 20	193,470	188,030	186,640	182,700	180,580	175,010	170,970	166,740

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	271,330	262,960	260,930	256,600	255,310	245,930	238,440	232,700
31 ~ 40	251,580	243,870	241,920	238,000	236,960	228,110	221,170	215,800
41 ~ 50	242,230	234,810	232,940	228,710	227,240	218,720	212,040	206,650
51 ~ 60	231,250	224,160	222,370	218,360	216,870	208,740	202,470	197,380
61 ~ 70	219,730	212,970	211,270	207,590	206,100	198,870	193,220	188,620
71人以上	209,760	203,340	201,690	198,080	196,710	189,840	184,490	180,020

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	253,520	245,960	244,070	238,990	236,370	229,390	224,090	218,800
31 ~ 35	225,170	218,470	216,790	212,270	209,930	203,670	198,900	194,200
36 ~ 40	208,500	202,350	200,790	196,640	194,390	188,640	184,300	179,970
41 ~ 50	185,360	179,860	178,470	174,760	172,790	167,640	163,760	159,870
51 ~ 60	179,300	173,920	172,590	168,910	167,080	162,030	158,230	154,480
61 ~ 70	173,810	168,490	167,220	163,750	161,830	156,960	153,290	149,640
71 ~ 80	168,130	163,000	161,730	158,320	156,530	151,750	148,170	144,650
81 ~ 90	162,350	157,440	156,200	152,900	151,120	146,540	143,020	139,590
91人以上	156,720	151,940	150,740	147,550	145,910	141,340	138,050	134,640

(3) - 2 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	602,000	584,380	579,990	567,090	560,390	542,480	529,210	515,700
6 ~ 10	542,020	526,250	522,330	510,660	504,660	488,640	476,570	464,570
11 ~ 15	401,430	389,700	386,730	377,830	372,020	360,280	351,330	342,520
16 ~ 20	332,100	322,310	319,810	312,520	307,670	297,750	290,430	283,000
21 ~ 25	285,530	277,120	275,000	268,640	264,450	255,900	249,570	243,230
26 ~ 30	254,690	247,080	245,190	239,860	236,370	229,390	224,090	218,800
31 ~ 35	226,870	220,210	218,440	213,760	210,530	204,300	199,500	194,820
36 ~ 40	209,380	203,190	201,610	197,320	194,310	188,530	184,180	179,840
41 ~ 50	195,080	189,310	187,840	183,700	180,910	175,440	171,340	167,180
51 ~ 60	179,520	174,120	172,790	169,000	166,530	161,490	157,710	154,020
61 ~ 70	174,000	168,680	167,400	163,770	161,210	156,420	152,700	149,060
71 ~ 80	168,300	163,160	161,890	158,330	155,910	151,110	147,530	144,030
81 ~ 90	162,490	157,580	156,330	152,920	150,530	145,960	142,460	139,040
91人以上	157,160	152,350	151,150	147,830	145,550	141,060	137,700	134,320

(3) - 3 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	308,420	300,410	298,370	292,530	289,450	281,340	275,270	269,110
6 ~ 10	214,640	208,780	207,320	203,040	200,810	194,910	190,450	186,030
11 ~ 15	181,260	176,170	174,950	171,250	169,350	164,230	160,420	156,510
16 ~ 20	166,760	162,000	160,850	157,360	155,560	150,780	147,160	143,550
21 ~ 25	156,260	151,730	150,620	147,420	145,760	141,150	137,850	134,470
26 ~ 30	147,570	143,250	142,160	139,140	137,430	133,240	130,000	126,780

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	251,180	243,700	241,770	236,770	234,160	227,180	221,870	216,750
31 ~ 35	223,250	216,530	214,830	210,390	208,040	201,800	197,040	192,370
36 ~ 40	207,470	201,230	199,670	195,550	193,280	187,540	183,210	178,900
41 ~ 50	184,480	178,850	177,490	173,790	171,910	166,720	162,840	158,900
51 ~ 60	178,570	173,100	171,700	168,130	166,270	161,220	157,450	153,700
61 ~ 70	173,240	167,800	166,470	162,960	161,120	156,220	152,590	148,900
71 ~ 80	167,610	162,400	161,090	157,670	155,900	151,150	147,550	144,050
81 ~ 90	162,080	157,070	155,770	152,400	150,740	146,110	142,670	139,210
91人以上	156,470	151,540	150,300	147,130	145,420	140,980	137,610	134,230

(4) - 2 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	596,130	578,550	574,230	561,340	554,700	536,900	523,610	510,090
6 ~ 10	536,370	520,640	516,610	505,130	499,110	483,230	471,320	459,240
11 ~ 15	395,730	384,020	381,150	372,690	368,240	356,430	347,530	338,750
16 ~ 20	328,700	319,050	316,590	309,460	305,790	295,940	288,570	281,080
21 ~ 25	284,830	276,400	274,310	268,140	264,950	256,370	249,980	243,570
26 ~ 30	251,150	243,720	241,820	236,820	234,160	227,200	221,900	216,750
31 ~ 35	223,190	216,530	214,880	210,390	208,080	201,780	197,080	192,370
36 ~ 40	207,420	201,210	199,700	195,550	193,400	187,560	183,230	178,900
41 ~ 50	184,430	178,940	177,550	173,830	171,980	166,750	162,850	158,900
51 ~ 60	178,460	173,090	171,720	168,150	166,270	161,210	157,470	153,700
61 ~ 70	173,090	167,810	166,490	162,980	161,120	156,270	152,620	148,900
71 ~ 80	167,510	162,390	161,120	157,670	155,940	151,120	147,600	144,050
81 ~ 90	161,950	157,010	155,790	152,420	150,770	146,100	142,680	139,210
91人以上	156,340	151,570	150,360	147,140	145,460	141,000	137,640	134,230

(4) - 3 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	307,300	299,350	297,350	291,530	288,520	280,460	274,310	268,300
6 ~ 10	214,090	208,240	206,800	202,490	200,270	194,430	189,980	185,550
11 ~ 15	181,200	176,130	174,900	171,230	169,290	164,180	160,370	156,510
16 ~ 20	167,630	162,880	161,680	158,180	156,340	151,470	147,930	144,250
21 ~ 25	155,940	151,440	150,310	147,070	145,380	140,820	137,480	134,020
26 ~ 30	148,030	143,720	142,670	139,590	138,000	133,710	130,460	127,200

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
50人まで	260,910	252,940	250,930	245,550	242,760	235,380	229,740	224,170
51 ~ 60	257,250	249,290	247,340	241,880	238,900	231,320	225,660	219,880
61 ~ 70	251,080	243,370	241,440	236,330	233,610	226,530	221,140	215,770
71人以上	246,320	238,760	236,890	231,920	229,260	222,360	217,070	211,730

2 加算分保護単価

(1) 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	17,010	16,470	16,340	15,990	15,840	15,250	14,950	14,560
31 ~ 40	13,660	13,240	13,140	12,840	12,710	12,290	11,990	11,680
41 ~ 50	10,100	9,790	9,710	9,490	9,390	9,080	8,880	8,640
51 ~ 60	9,170	8,910	8,840	8,640	8,560	8,260	8,060	7,850
61 ~ 70	8,090	7,840	7,790	7,620	7,540	7,310	7,140	6,970
71 ~ 80	7,070	6,860	6,810	6,670	6,610	6,380	6,220	6,090
81 ~ 90	6,090	5,900	5,860	5,730	5,670	5,440	5,340	5,240
91 ~ 100	5,010	4,840	4,800	4,670	4,600	4,460	4,400	4,260
101 ~ 110	4,640	4,500	4,460	4,370	4,270	4,170	4,050	3,960
111 ~ 120	4,280	4,140	4,140	4,040	4,040	3,820	3,730	3,620
121 ~ 130	3,930	3,800	3,770	3,660	3,610	3,550	3,460	3,360
131 ~ 140	3,570	3,460	3,440	3,360	3,310	3,230	3,140	3,100
141 ~ 150	3,280	3,170	3,150	3,080	3,060	2,940	2,860	2,790
151 ~ 160	3,150	3,020	3,020	2,940	2,920	2,840	2,770	2,710
161 ~ 170	3,140	3,050	3,020	2,950	2,920	2,770	2,710	2,670
171 ~ 180	3,040	2,950	2,930	2,850	2,820	2,710	2,650	2,560
181 ~ 190	2,920	2,830	2,810	2,740	2,710	2,620	2,560	2,500
191人以上	2,740	2,660	2,640	2,600	2,570	2,500	2,430	2,380

(1) - 2 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	51,760	50,150	49,780	48,650	48,040	46,540	45,320	44,070
11 ~ 20	25,760	24,950	24,760	24,210	23,900	23,170	22,560	21,930

(1) - 3 職業指導員加算分保護単価

(主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	103,750	100,580	99,810	97,500	96,300	93,170	90,840	88,360
6 ~ 10	51,760	50,150	49,780	48,650	48,040	46,540	45,320	44,070
11 ~ 15	34,440	33,360	33,110	32,350	31,990	30,920	30,140	29,320
16 ~ 20	25,760	24,950	24,760	24,210	23,900	23,170	22,560	21,930
21 ~ 25	20,560	19,920	19,760	19,310	19,080	18,470	18,030	17,520
26 ~ 30	17,010	16,470	16,340	15,990	15,840	15,250	14,950	14,560

(2) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	27,020	26,230	26,040	25,450	25,140	24,320	23,780	23,240

(3) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
5人	37,550
6 ~ 10	18,770
11 ~ 15	12,510
16 ~ 20	9,380
21 ~ 25	7,510
26 ~ 30	6,250
31 ~ 35	5,360

(4) 心理指導担当職員配置加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	38,080	36,960	36,690	35,850	35,290	34,180	33,350	32,510
11 ~ 20	19,040	18,480	18,340	17,920	17,640	17,090	16,670	16,250
21 ~ 30	12,690	12,320	12,230	11,950	11,760	11,390	11,110	10,830
31 ~ 40	9,520	9,240	9,170	8,960	8,820	8,540	8,330	8,120
41 ~ 50	7,610	7,390	7,330	7,170	7,060	6,830	6,670	6,500
51 ~ 60	6,340	6,160	6,110	5,970	5,880	5,690	5,550	5,410
61 ~ 70	5,440	5,280	5,240	5,120	5,040	4,880	4,760	4,640
71 ~ 80	4,760	4,620	4,580	4,480	4,410	4,270	4,160	4,060
81 ~ 90	4,230	4,100	4,070	3,980	3,920	3,790	3,700	3,610
91 ~ 100	3,800	3,690	3,660	3,580	3,530	3,410	3,330	3,250
101 ~ 110	3,460	3,360	3,330	3,260	3,200	3,100	3,030	2,950
111 ~ 120	3,170	3,080	3,050	2,980	2,940	2,840	2,770	2,710
121 ~ 130	2,920	2,840	2,820	2,750	2,710	2,630	2,560	2,500
131 ~ 140	2,720	2,640	2,620	2,560	2,520	2,440	2,380	2,320
141 ~ 150	2,530	2,460	2,440	2,390	2,350	2,270	2,220	2,160
151 ~ 160	2,380	2,310	2,290	2,240	2,200	2,130	2,080	2,030
161 ~ 170	2,240	2,170	2,150	2,100	2,070	2,010	1,960	1,910
171 ~ 180	2,110	2,050	2,030	1,990	1,960	1,890	1,850	1,800
181 ~ 190	2,000	1,940	1,930	1,880	1,850	1,790	1,750	1,710
191人以上	1,900	1,840	1,830	1,790	1,760	1,700	1,660	1,620

(5) 心理指導担当職員配置加算分保護単価（公認心理師を配置した場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	39,280	38,160	37,890	37,050	36,490	35,380	34,550	33,710
11 ~ 20	20,240	19,680	19,540	19,120	18,840	18,290	17,870	17,450
21 ~ 30	13,890	13,520	13,430	13,150	12,960	12,590	12,310	12,030
31 ~ 40	10,720	10,440	10,370	10,160	10,020	9,740	9,530	9,320
41 ~ 50	8,810	8,590	8,530	8,370	8,260	8,030	7,870	7,700
51 ~ 60	7,540	7,360	7,310	7,170	7,080	6,890	6,750	6,610
61 ~ 70	6,640	6,480	6,440	6,320	6,240	6,080	5,960	5,840
71 ~ 80	5,960	5,820	5,780	5,680	5,610	5,470	5,360	5,260
81 ~ 90	5,430	5,300	5,270	5,180	5,120	4,990	4,900	4,810
91 ~ 100	5,000	4,890	4,860	4,780	4,730	4,610	4,530	4,450
101 ~ 110	4,660	4,560	4,530	4,460	4,400	4,300	4,230	4,150
111 ~ 120	4,370	4,280	4,250	4,180	4,140	4,040	3,970	3,910
121 ~ 130	4,120	4,040	4,020	3,950	3,910	3,830	3,760	3,700
131 ~ 140	3,920	3,840	3,820	3,760	3,720	3,640	3,580	3,520
141 ~ 150	3,730	3,660	3,640	3,590	3,550	3,470	3,420	3,360
151 ~ 160	3,580	3,510	3,490	3,440	3,400	3,330	3,280	3,230
161 ~ 170	3,440	3,370	3,350	3,300	3,270	3,210	3,160	3,110
171 ~ 180	3,310	3,250	3,230	3,190	3,160	3,090	3,050	3,000
181 ~ 190	3,200	3,140	3,130	3,080	3,050	2,990	2,950	2,910
191人以上	3,100	3,040	3,030	2,990	2,960	2,900	2,860	2,820

(6) 看護職員配置加算(Ⅰ)分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	51,120	49,450	49,030	47,780	46,950	45,280	44,040	42,790
11 ~ 20	25,560	24,720	24,510	23,890	23,470	22,640	22,020	21,390
21 ~ 30	17,040	16,480	16,340	15,920	15,650	15,090	14,680	14,260
31 ~ 40	12,780	12,360	12,250	11,940	11,730	11,320	11,010	10,690
41 ~ 50	10,220	9,890	9,800	9,550	9,390	9,050	8,800	8,550
51 ~ 60	8,520	8,240	8,170	7,960	7,820	7,540	7,340	7,130
61 ~ 70	7,300	7,060	7,000	6,820	6,700	6,470	6,290	6,110
71 ~ 80	6,390	6,180	6,130	5,970	5,860	5,660	5,500	5,340
81 ~ 90	5,680	5,490	5,440	5,310	5,210	5,030	4,890	4,750
91 ~ 100	5,110	4,940	4,900	4,770	4,690	4,520	4,400	4,270
101 ~ 110	4,640	4,490	4,450	4,340	4,260	4,110	4,000	3,890
111 ~ 120	4,260	4,120	4,080	3,980	3,910	3,770	3,670	3,560
121 ~ 130	3,930	3,800	3,770	3,670	3,610	3,480	3,380	3,290
131 ~ 140	3,650	3,530	3,500	3,410	3,350	3,230	3,140	3,050
141 ~ 150	3,400	3,290	3,260	3,180	3,130	3,010	2,930	2,850
151 ~ 160	3,190	3,090	3,060	2,980	2,930	2,830	2,750	2,670
161 ~ 170	3,000	2,900	2,880	2,810	2,760	2,660	2,590	2,510
171 ~ 180	2,840	2,740	2,720	2,650	2,600	2,510	2,440	2,370
181 ~ 190	2,690	2,600	2,580	2,510	2,470	2,380	2,310	2,250
191人以上	2,550	2,470	2,450	2,380	2,340	2,260	2,200	2,130

(7) 看護職員配置加算(Ⅱ)分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	51,120	49,450	49,030	47,780	46,950	45,280	44,040	42,790
11 ~ 20	25,560	24,720	24,510	23,890	23,470	22,640	22,020	21,390
21 ~ 30	17,040	16,480	16,340	15,920	15,650	15,090	14,680	14,260
31 ~ 40	12,780	12,360	12,250	11,940	11,730	11,320	11,010	10,690
41 ~ 50	10,220	9,890	9,800	9,550	9,390	9,050	8,800	8,550
51 ~ 60	8,520	8,240	8,170	7,960	7,820	7,540	7,340	7,130
61 ~ 70	7,300	7,060	7,000	6,820	6,700	6,470	6,290	6,110
71 ~ 80	6,390	6,180	6,130	5,970	5,860	5,660	5,500	5,340
81 ~ 90	5,680	5,490	5,440	5,310	5,210	5,030	4,890	4,750
91 ~ 100	5,110	4,940	4,900	4,770	4,690	4,520	4,400	4,270
101 ~ 110	4,640	4,490	4,450	4,340	4,260	4,110	4,000	3,890
111 ~ 120	4,260	4,120	4,080	3,980	3,910	3,770	3,670	3,560
121 ~ 130	3,930	3,800	3,770	3,670	3,610	3,480	3,380	3,290
131 ~ 140	3,650	3,530	3,500	3,410	3,350	3,230	3,140	3,050
141 ~ 150	3,400	3,290	3,260	3,180	3,130	3,010	2,930	2,850
151 ~ 160	3,190	3,090	3,060	2,980	2,930	2,830	2,750	2,670
161 ~ 170	3,000	2,900	2,880	2,810	2,760	2,660	2,590	2,510
171 ~ 180	2,840	2,740	2,720	2,650	2,600	2,510	2,440	2,370
181 ~ 190	2,690	2,600	2,580	2,510	2,470	2,380	2,310	2,250
191人以上	2,550	2,470	2,450	2,380	2,340	2,260	2,200	2,130

(8) 児童発達支援管理責任者配置費分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	55,550	53,690	53,230	51,840	50,920	49,070	47,680	46,290
11 ～ 20	27,770	26,850	26,610	25,920	25,460	24,530	23,840	23,140
21 ～ 30	18,510	17,900	17,740	17,280	16,970	16,350	15,890	15,430
31 ～ 40	13,880	13,420	13,300	12,960	12,730	12,260	11,920	11,570
41 ～ 50	11,110	10,740	10,640	10,360	10,180	9,810	9,530	9,250
51 ～ 60	9,250	8,950	8,870	8,640	8,480	8,170	7,940	7,710
61 ～ 70	7,930	7,670	7,600	7,400	7,270	7,010	6,810	6,610
71 ～ 80	6,940	6,710	6,650	6,480	6,360	6,130	5,960	5,780
81 ～ 90	6,170	5,960	5,910	5,760	5,650	5,450	5,290	5,140
91 ～ 100	5,550	5,370	5,320	5,180	5,090	4,900	4,760	4,620
101 ～ 110	5,050	4,880	4,840	4,710	4,620	4,460	4,330	4,200
111 ～ 120	4,620	4,470	4,430	4,320	4,240	4,080	3,970	3,850
121 ～ 130	4,270	4,130	4,090	3,980	3,910	3,770	3,660	3,560
131 ～ 140	3,960	3,830	3,800	3,700	3,630	3,500	3,400	3,300
141 ～ 150	3,700	3,580	3,540	3,450	3,390	3,270	3,170	3,080
151 ～ 160	3,470	3,350	3,320	3,240	3,180	3,060	2,980	2,890
161 ～ 170	3,260	3,150	3,130	3,050	2,990	2,880	2,800	2,720
171 ～ 180	3,080	2,980	2,950	2,880	2,820	2,720	2,640	2,570
181 ～ 190	2,920	2,820	2,800	2,720	2,680	2,580	2,510	2,430
191人以上	2,770	2,680	2,660	2,590	2,540	2,450	2,380	2,310

(9) 児童指導員等加配加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	41,660	40,270	39,920	38,880	38,190	36,800	35,760	34,710
11 ～ 20	20,830	20,130	19,960	19,440	19,090	18,400	17,880	17,350
21 ～ 30	13,880	13,420	13,300	12,960	12,730	12,260	11,920	11,570
31 ～ 40	10,410	10,060	9,980	9,720	9,540	9,200	8,940	8,670
41 ～ 50	8,330	8,050	7,980	7,770	7,630	7,360	7,150	6,940
51 ～ 60	6,940	6,710	6,650	6,480	6,360	6,130	5,960	5,780
61 ～ 70	5,950	5,750	5,700	5,550	5,450	5,250	5,100	4,950
71 ～ 80	5,200	5,030	4,990	4,860	4,770	4,600	4,470	4,340
81 ～ 90	4,620	4,470	4,430	4,320	4,240	4,080	3,970	3,850
91 ～ 100	4,160	4,020	3,990	3,880	3,810	3,680	3,570	3,470
101 ～ 110	3,780	3,660	3,630	3,530	3,470	3,340	3,250	3,150
111 ～ 120	3,470	3,350	3,320	3,240	3,180	3,060	2,970	2,890
121 ～ 130	3,200	3,090	3,070	2,990	2,930	2,830	2,750	2,670
131 ～ 140	2,970	2,870	2,850	2,770	2,720	2,620	2,550	2,480
141 ～ 150	2,770	2,680	2,660	2,590	2,540	2,450	2,380	2,310
151 ～ 160	2,600	2,510	2,490	2,430	2,380	2,300	2,230	2,160
161 ～ 170	2,450	2,360	2,340	2,280	2,240	2,160	2,100	2,040
171 ～ 180	2,310	2,230	2,210	2,160	2,120	2,040	1,980	1,920
181 ～ 190	2,190	2,110	2,100	2,040	2,010	1,930	1,880	1,820
191人以上	2,080	2,010	1,990	1,940	1,900	1,830	1,780	1,730

(10) 小規模グループケア加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人当たり	91,200	88,160	87,400	85,120	83,600	80,560	78,280	76,000

別表7-2 障害児入所施設事務費の保護単価（措置児童等1人当たり）表
 （令和元年10月から令和2年3月）

1 一般分保護単価

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	273,180	265,090	263,040	257,670	254,790	247,250	241,560	235,870
31 ~ 40	230,160	223,310	221,650	217,000	214,580	208,270	203,470	198,670
41 ~ 50	207,240	201,060	199,500	195,320	193,140	187,440	183,050	178,650
51 ~ 60	200,190	194,210	192,700	188,710	186,560	180,860	176,710	172,450
61 ~ 70	193,660	187,810	186,360	182,410	180,380	174,800	170,770	166,660
71 ~ 80	184,710	179,130	177,700	173,930	171,920	166,670	162,820	158,860
81 ~ 90	180,130	174,650	173,280	169,600	167,740	162,520	158,730	154,920
91 ~ 100	173,430	168,190	166,870	163,260	161,370	156,390	152,710	148,980
101 ~ 110	172,450	167,230	165,890	162,310	160,530	155,520	151,870	148,170
111 ~ 120	171,590	166,380	165,090	161,580	159,710	154,780	151,140	147,460
121 ~ 130	170,760	165,540	164,220	160,750	158,860	153,970	150,300	146,650
131 ~ 140	169,830	164,640	163,330	159,880	158,060	153,180	149,520	145,840
141 ~ 150	169,060	163,870	162,580	159,100	157,270	152,370	148,800	145,140
151 ~ 160	167,830	162,670	161,430	157,970	156,190	151,370	147,660	144,060
161 ~ 170	166,600	161,510	160,250	156,800	155,060	150,210	146,660	142,960
171 ~ 180	165,490	160,400	159,160	155,720	153,850	149,210	145,570	141,990
181 ~ 190	164,160	159,170	157,890	154,470	152,740	148,000	144,470	140,870
191人以上	162,900	157,930	156,680	153,310	151,570	146,900	143,370	139,860

(1) - 2 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	542,440	526,680	522,730	511,300	505,170	489,330	477,330	465,270
11 ~ 20	354,270	343,860	341,230	333,770	329,810	319,310	311,460	303,560

(1) - 3 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	219,890	214,060	212,600	208,340	206,130	200,190	195,850	191,430
11 ~ 20	193,950	188,520	187,120	183,170	181,050	175,480	171,470	167,210

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	271,710	263,330	261,310	256,950	255,670	246,290	238,820	233,070
31 ~ 40	251,930	244,230	242,280	238,330	237,310	228,450	221,520	216,150
41 ~ 50	242,550	235,140	233,270	229,020	227,560	219,040	212,380	206,970
51 ~ 60	231,550	224,450	222,660	218,660	217,180	209,050	202,790	197,690
61 ~ 70	220,010	213,250	211,540	207,870	206,390	199,150	193,510	188,900
71人以上	210,030	203,600	201,950	198,340	196,990	190,100	184,750	180,270

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	253,920	246,370	244,480	239,410	236,770	229,800	224,510	219,230
31 ~ 35	225,500	218,800	217,140	212,620	210,280	204,010	199,260	194,550
36 ~ 40	208,810	202,670	201,130	196,970	194,720	188,980	184,630	180,310
41 ~ 50	185,660	180,140	178,760	175,040	173,080	167,930	164,040	160,140
51 ~ 60	179,550	174,180	172,840	169,160	167,350	162,290	158,480	154,740
61 ~ 70	174,050	168,750	167,460	163,990	162,090	157,210	153,540	149,890
71 ~ 80	168,340	163,220	161,950	158,560	156,760	151,990	148,400	144,880
81 ~ 90	162,560	157,660	156,410	153,130	151,330	146,760	143,250	139,810
91人以上	156,920	152,140	150,950	147,770	146,110	141,550	138,250	134,860

(3) - 2 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	603,070	585,430	581,030	568,150	561,440	543,560	530,310	516,780
6 ~ 10	543,040	527,240	523,320	511,670	505,710	489,660	477,610	465,580
11 ~ 15	402,140	390,400	387,460	378,550	372,720	360,990	352,060	343,240
16 ~ 20	332,660	322,850	320,380	313,080	308,250	298,310	291,010	283,560
21 ~ 25	286,010	277,590	275,490	269,090	264,920	256,380	250,020	243,710
26 ~ 30	255,090	247,490	245,600	240,290	236,770	229,800	224,510	219,230
31 ~ 35	227,230	220,560	218,790	214,120	210,890	204,640	199,850	195,180
36 ~ 40	209,690	203,510	201,950	197,650	194,640	188,870	184,500	180,180
41 ~ 50	195,390	189,610	188,130	183,990	181,210	175,740	171,620	167,460
51 ~ 60	179,770	174,380	173,050	169,250	166,790	161,740	157,960	154,280
61 ~ 70	174,240	168,930	167,630	164,010	161,460	156,670	152,940	149,310
71 ~ 80	168,520	163,380	162,110	158,570	156,140	151,350	147,770	144,260
81 ~ 90	162,700	157,800	156,550	153,150	150,740	146,180	142,690	139,260
91人以上	157,360	152,550	151,360	148,050	145,760	141,270	137,910	134,530

(3) - 3 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	309,610	301,610	299,580	293,720	290,660	282,510	276,470	270,310
6 ~ 10	215,300	209,440	207,980	203,700	201,490	195,570	191,110	186,680
11 ~ 15	181,750	176,660	175,440	171,740	169,830	164,700	160,920	157,000
16 ~ 20	167,150	162,380	161,250	157,750	155,950	151,170	147,550	143,930
21 ~ 25	156,620	152,070	150,950	147,760	146,110	141,480	138,190	134,820
26 ~ 30	147,860	143,550	142,460	139,440	137,750	133,530	130,310	127,090

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	251,570	244,090	242,180	237,170	234,560	227,590	222,260	217,140
31～35	223,580	216,860	215,150	210,720	208,350	202,120	197,370	192,690
36～40	207,780	201,530	199,980	195,860	193,590	187,860	183,520	179,200
41～50	184,740	179,110	177,740	174,070	172,180	167,000	163,120	159,170
51～60	178,810	173,340	171,950	168,380	166,500	161,480	157,700	153,940
61～70	173,480	168,020	166,700	163,180	161,340	156,450	152,830	149,140
71～80	167,840	162,630	161,310	157,890	156,130	151,370	147,770	144,280
81～90	162,290	157,270	155,990	152,620	150,950	146,320	142,880	139,430
91人以上	156,670	151,750	150,490	147,330	145,610	141,180	137,800	134,430

(4)-2 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	597,140	579,580	575,260	562,340	555,690	537,910	524,650	511,110
6～10	537,320	521,570	517,580	506,080	500,050	484,190	472,250	460,200
11～15	396,430	384,710	381,830	373,350	368,930	357,100	348,190	339,430
16～20	329,260	319,590	317,120	309,990	306,340	296,470	289,110	281,640
21～25	285,280	276,830	274,740	268,590	265,400	256,800	250,420	244,010
26～30	251,540	244,110	242,210	237,200	234,560	227,610	222,290	217,140
31～35	223,520	216,880	215,200	210,720	208,410	202,100	197,410	192,690
36～40	207,730	201,530	200,030	195,860	193,730	187,880	183,540	179,200
41～50	184,710	179,180	177,820	174,090	172,250	167,030	163,110	159,170
51～60	178,690	173,350	171,970	168,400	166,520	161,470	157,720	153,940
61～70	173,320	168,040	166,720	163,220	161,360	156,510	152,860	149,140
71～80	167,740	162,620	161,340	157,910	156,150	151,340	147,820	144,280
81～90	162,160	157,230	155,990	152,640	150,980	146,310	142,890	139,430
91人以上	156,530	151,770	150,570	147,340	145,680	141,210	137,840	134,430

(4)-3 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	308,490	300,530	298,560	292,720	289,700	281,630	275,510	269,500
6～10	214,750	208,910	207,480	203,160	200,940	195,090	190,640	186,200
11～15	181,690	176,620	175,390	171,700	169,770	164,670	160,880	157,010
16～20	168,030	163,280	162,060	158,560	156,730	151,860	148,330	144,640
21～25	156,290	151,750	150,640	147,390	145,720	141,160	137,820	134,360
26～30	148,340	144,020	142,960	139,880	138,300	134,000	130,760	127,500

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
50人まで	261,280	253,270	251,280	245,890	243,100	235,730	230,110	224,530
51～60	257,560	249,610	247,680	242,210	239,230	231,660	225,990	220,230
61～70	251,400	243,680	241,780	236,630	233,910	226,860	221,470	216,070
71人以上	246,610	239,070	237,200	232,220	229,580	222,670	217,370	212,050

2 加算分保護単価

(1) 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	17,030	16,500	16,360	16,010	15,860	15,270	14,970	14,590
31 ~ 40	13,680	13,260	13,160	12,850	12,720	12,300	12,000	11,690
41 ~ 50	10,110	9,800	9,720	9,500	9,400	9,090	8,890	8,650
51 ~ 60	9,180	8,920	8,850	8,650	8,570	8,270	8,070	7,860
61 ~ 70	8,100	7,850	7,790	7,630	7,550	7,320	7,150	6,980
71 ~ 80	7,080	6,860	6,810	6,670	6,610	6,380	6,220	6,090
81 ~ 90	6,100	5,910	5,860	5,740	5,670	5,450	5,350	5,250
91 ~ 100	5,020	4,850	4,810	4,680	4,610	4,470	4,410	4,270
101 ~ 110	4,650	4,510	4,460	4,370	4,270	4,180	4,060	3,970
111 ~ 120	4,280	4,140	4,150	4,050	4,040	3,830	3,740	3,630
121 ~ 130	3,930	3,800	3,770	3,670	3,620	3,550	3,460	3,370
131 ~ 140	3,570	3,470	3,440	3,360	3,320	3,230	3,150	3,100
141 ~ 150	3,280	3,170	3,160	3,090	3,060	2,950	2,870	2,800
151 ~ 160	3,150	3,020	3,020	2,940	2,920	2,840	2,770	2,710
161 ~ 170	3,140	3,050	3,030	2,960	2,920	2,790	2,710	2,670
171 ~ 180	3,040	2,950	2,930	2,850	2,820	2,710	2,650	2,570
181 ~ 190	2,930	2,830	2,810	2,750	2,720	2,620	2,560	2,510
191人以上	2,750	2,670	2,650	2,610	2,580	2,510	2,440	2,390

(1) - 2 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	51,820	50,220	49,850	48,710	48,090	46,590	45,380	44,130
11 ~ 20	25,790	24,990	24,800	24,240	23,930	23,200	22,590	21,960

(1) - 3 職業指導員加算分保護単価

(主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	103,870	100,710	99,940	97,630	96,420	93,290	90,960	88,480
6 ~ 10	51,820	50,220	49,850	48,710	48,090	46,590	45,380	44,130
11 ~ 15	34,480	33,410	33,150	32,390	32,030	30,960	30,180	29,370
16 ~ 20	25,790	24,990	24,800	24,240	23,930	23,200	22,590	21,960
21 ~ 25	20,580	19,940	19,780	19,330	19,110	18,500	18,060	17,550
26 ~ 30	17,030	16,500	16,360	16,010	15,860	15,270	14,970	14,590

(2) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	27,050	26,260	26,070	25,490	25,180	24,350	23,810	23,270

(3) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
5人	円 37,550
6 ~ 10	18,770
11 ~ 15	12,510
16 ~ 20	9,380
21 ~ 25	7,510
26 ~ 30	6,250
31 ~ 35	5,360

(4) 心理指導担当職員配置加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
10人まで	円 38,140	円 37,020	円 36,740	円 35,910	円 35,350	円 34,240	円 33,410	円 32,570
11 ~ 20	19,070	18,510	18,370	17,950	17,670	17,120	16,700	16,280
21 ~ 30	12,710	12,340	12,250	11,970	11,780	11,410	11,130	10,850
31 ~ 40	9,530	9,250	9,180	8,970	8,830	8,560	8,350	8,140
41 ~ 50	7,620	7,400	7,350	7,180	7,070	6,840	6,680	6,510
51 ~ 60	6,350	6,170	6,120	5,980	5,890	5,700	5,560	5,420
61 ~ 70	5,440	5,290	5,250	5,130	5,050	4,890	4,770	4,650
71 ~ 80	4,760	4,620	4,590	4,480	4,420	4,280	4,170	4,070
81 ~ 90	4,230	4,110	4,080	3,990	3,920	3,800	3,710	3,620
91 ~ 100	3,810	3,700	3,670	3,590	3,530	3,420	3,340	3,250
101 ~ 110	3,460	3,360	3,340	3,260	3,210	3,110	3,030	2,960
111 ~ 120	3,170	3,080	3,060	2,990	2,940	2,850	2,780	2,710
121 ~ 130	2,930	2,840	2,820	2,760	2,720	2,630	2,570	2,500
131 ~ 140	2,720	2,640	2,620	2,560	2,520	2,440	2,380	2,320
141 ~ 150	2,540	2,460	2,450	2,390	2,350	2,280	2,220	2,170
151 ~ 160	2,380	2,310	2,290	2,240	2,210	2,140	2,080	2,030
161 ~ 170	2,240	2,170	2,160	2,110	2,080	2,010	1,960	1,910
171 ~ 180	2,110	2,050	2,040	1,990	1,960	1,900	1,850	1,810
181 ~ 190	2,000	1,940	1,930	1,890	1,860	1,800	1,750	1,710
191人以上	1,900	1,850	1,830	1,790	1,760	1,710	1,670	1,620

(5) 心理指導担当職員配置加算分保護単価（公認心理師を配置した場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
10人まで	円 39,340	円 38,220	円 37,940	円 37,110	円 36,550	円 35,440	円 34,610	円 33,770
11 ~ 20	20,270	19,710	19,570	19,150	18,870	18,320	17,900	17,480
21 ~ 30	13,910	13,540	13,450	13,170	12,980	12,610	12,330	12,050
31 ~ 40	10,730	10,450	10,380	10,170	10,030	9,760	9,550	9,340
41 ~ 50	8,820	8,600	8,550	8,380	8,270	8,040	7,880	7,710
51 ~ 60	7,550	7,370	7,320	7,180	7,090	6,900	6,760	6,620
61 ~ 70	6,640	6,490	6,450	6,330	6,250	6,090	5,970	5,850
71 ~ 80	5,960	5,820	5,790	5,680	5,620	5,480	5,370	5,270
81 ~ 90	5,430	5,310	5,280	5,190	5,120	5,000	4,910	4,820
91 ~ 100	5,010	4,900	4,870	4,790	4,730	4,620	4,540	4,450
101 ~ 110	4,660	4,560	4,540	4,460	4,410	4,310	4,230	4,160
111 ~ 120	4,370	4,280	4,260	4,190	4,140	4,050	3,980	3,910
121 ~ 130	4,130	4,040	4,020	3,960	3,920	3,830	3,770	3,700
131 ~ 140	3,920	3,840	3,820	3,760	3,720	3,640	3,580	3,520
141 ~ 150	3,740	3,660	3,650	3,590	3,550	3,480	3,420	3,370
151 ~ 160	3,580	3,510	3,490	3,440	3,410	3,340	3,280	3,230
161 ~ 170	3,440	3,370	3,360	3,310	3,280	3,210	3,160	3,110
171 ~ 180	3,310	3,250	3,240	3,190	3,160	3,100	3,050	3,010
181 ~ 190	3,200	3,140	3,130	3,090	3,060	3,000	2,950	2,910
191人以上	3,100	3,050	3,030	2,990	2,960	2,910	2,870	2,820

(6) 看護職員配置加算(Ⅰ)分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	51,130	49,460	49,040	47,800	46,960	45,300	44,050	42,800
11 ~ 20	25,560	24,730	24,520	23,900	23,480	22,650	22,020	21,400
21 ~ 30	17,040	16,480	16,350	15,930	15,650	15,100	14,680	14,260
31 ~ 40	12,780	12,360	12,260	11,950	11,740	11,320	11,010	10,700
41 ~ 50	10,220	9,890	9,810	9,560	9,390	9,060	8,810	8,560
51 ~ 60	8,520	8,240	8,170	7,960	7,820	7,550	7,340	7,130
61 ~ 70	7,300	7,060	7,000	6,820	6,710	6,470	6,290	6,110
71 ~ 80	6,390	6,180	6,130	5,970	5,870	5,660	5,500	5,350
81 ~ 90	5,680	5,490	5,450	5,310	5,210	5,030	4,890	4,750
91 ~ 100	5,110	4,940	4,900	4,780	4,690	4,530	4,400	4,280
101 ~ 110	4,640	4,490	4,450	4,340	4,270	4,110	4,000	3,890
111 ~ 120	4,260	4,120	4,080	3,980	3,910	3,770	3,670	3,560
121 ~ 130	3,930	3,800	3,770	3,670	3,610	3,480	3,380	3,290
131 ~ 140	3,650	3,530	3,500	3,410	3,350	3,230	3,140	3,050
141 ~ 150	3,400	3,290	3,270	3,180	3,130	3,020	2,930	2,850
151 ~ 160	3,190	3,090	3,060	2,980	2,930	2,830	2,750	2,670
161 ~ 170	3,000	2,910	2,880	2,810	2,760	2,660	2,590	2,510
171 ~ 180	2,840	2,740	2,720	2,650	2,600	2,510	2,440	2,370
181 ~ 190	2,690	2,600	2,580	2,510	2,470	2,380	2,310	2,250
191人以上	2,550	2,470	2,450	2,390	2,340	2,260	2,200	2,140

(7) 看護職員配置加算(Ⅱ)分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	51,130	49,460	49,040	47,800	46,960	45,300	44,050	42,800
11 ~ 20	25,560	24,730	24,520	23,900	23,480	22,650	22,020	21,400
21 ~ 30	17,040	16,480	16,350	15,930	15,650	15,100	14,680	14,260
31 ~ 40	12,780	12,360	12,260	11,950	11,740	11,320	11,010	10,700
41 ~ 50	10,220	9,890	9,810	9,560	9,390	9,060	8,810	8,560
51 ~ 60	8,520	8,240	8,170	7,960	7,820	7,550	7,340	7,130
61 ~ 70	7,300	7,060	7,000	6,820	6,710	6,470	6,290	6,110
71 ~ 80	6,390	6,180	6,130	5,970	5,870	5,660	5,500	5,350
81 ~ 90	5,680	5,490	5,450	5,310	5,210	5,030	4,890	4,750
91 ~ 100	5,110	4,940	4,900	4,780	4,690	4,530	4,400	4,280
101 ~ 110	4,640	4,490	4,450	4,340	4,270	4,110	4,000	3,890
111 ~ 120	4,260	4,120	4,080	3,980	3,910	3,770	3,670	3,560
121 ~ 130	3,930	3,800	3,770	3,670	3,610	3,480	3,380	3,290
131 ~ 140	3,650	3,530	3,500	3,410	3,350	3,230	3,140	3,050
141 ~ 150	3,400	3,290	3,270	3,180	3,130	3,020	2,930	2,850
151 ~ 160	3,190	3,090	3,060	2,980	2,930	2,830	2,750	2,670
161 ~ 170	3,000	2,910	2,880	2,810	2,760	2,660	2,590	2,510
171 ~ 180	2,840	2,740	2,720	2,650	2,600	2,510	2,440	2,370
181 ~ 190	2,690	2,600	2,580	2,510	2,470	2,380	2,310	2,250
191人以上	2,550	2,470	2,450	2,390	2,340	2,260	2,200	2,140

(8) 児童発達支援管理責任者配置費分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	55,550	53,690	53,230	51,840	50,920	49,070	47,680	46,290
11 ～ 20	27,770	26,850	26,610	25,920	25,460	24,530	23,840	23,140
21 ～ 30	18,510	17,900	17,740	17,280	16,970	16,350	15,890	15,430
31 ～ 40	13,880	13,420	13,300	12,960	12,730	12,260	11,920	11,570
41 ～ 50	11,110	10,740	10,640	10,360	10,180	9,810	9,530	9,250
51 ～ 60	9,250	8,950	8,870	8,640	8,480	8,170	7,940	7,710
61 ～ 70	7,930	7,670	7,600	7,400	7,270	7,010	6,810	6,610
71 ～ 80	6,940	6,710	6,650	6,480	6,360	6,130	5,960	5,780
81 ～ 90	6,170	5,960	5,910	5,760	5,650	5,450	5,290	5,140
91 ～ 100	5,550	5,370	5,320	5,180	5,090	4,900	4,760	4,620
101 ～ 110	5,050	4,880	4,840	4,710	4,620	4,460	4,330	4,200
111 ～ 120	4,620	4,470	4,430	4,320	4,240	4,080	3,970	3,850
121 ～ 130	4,270	4,130	4,090	3,980	3,910	3,770	3,660	3,560
131 ～ 140	3,960	3,830	3,800	3,700	3,630	3,500	3,400	3,300
141 ～ 150	3,700	3,580	3,540	3,450	3,390	3,270	3,170	3,080
151 ～ 160	3,470	3,350	3,320	3,240	3,180	3,060	2,980	2,890
161 ～ 170	3,260	3,150	3,130	3,050	2,990	2,880	2,800	2,720
171 ～ 180	3,080	2,980	2,950	2,880	2,820	2,720	2,640	2,570
181 ～ 190	2,920	2,820	2,800	2,720	2,680	2,580	2,510	2,430
191人以上	2,770	2,680	2,660	2,590	2,540	2,450	2,380	2,310

(9) 児童指導員等加配加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	41,660	40,270	39,920	38,880	38,190	36,800	35,760	34,710
11 ～ 20	20,830	20,130	19,960	19,440	19,090	18,400	17,880	17,350
21 ～ 30	13,880	13,420	13,300	12,960	12,730	12,260	11,920	11,570
31 ～ 40	10,410	10,060	9,980	9,720	9,540	9,200	8,940	8,670
41 ～ 50	8,330	8,050	7,980	7,770	7,630	7,360	7,150	6,940
51 ～ 60	6,940	6,710	6,650	6,480	6,360	6,130	5,960	5,780
61 ～ 70	5,950	5,750	5,700	5,550	5,450	5,250	5,100	4,950
71 ～ 80	5,200	5,030	4,990	4,860	4,770	4,600	4,470	4,340
81 ～ 90	4,620	4,470	4,430	4,320	4,240	4,080	3,970	3,850
91 ～ 100	4,160	4,020	3,990	3,880	3,810	3,680	3,570	3,470
101 ～ 110	3,780	3,660	3,630	3,530	3,470	3,340	3,250	3,150
111 ～ 120	3,470	3,350	3,320	3,240	3,180	3,060	2,970	2,890
121 ～ 130	3,200	3,090	3,070	2,990	2,930	2,830	2,750	2,670
131 ～ 140	2,970	2,870	2,850	2,770	2,720	2,620	2,550	2,480
141 ～ 150	2,770	2,680	2,660	2,590	2,540	2,450	2,380	2,310
151 ～ 160	2,600	2,510	2,490	2,430	2,380	2,300	2,230	2,160
161 ～ 170	2,450	2,360	2,340	2,280	2,240	2,160	2,100	2,040
171 ～ 180	2,310	2,230	2,210	2,160	2,120	2,040	1,980	1,920
181 ～ 190	2,190	2,110	2,100	2,040	2,010	1,930	1,880	1,820
191人以上	2,080	2,010	1,990	1,940	1,900	1,830	1,780	1,730

(10) 小規模グループケア加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人当たり	91,350	88,300	87,540	85,260	83,740	80,690	78,410	76,120

障害児入所施設の職種別職員定数表

1 福祉型障害児入所施設

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	2人。
児童発達支 援管理責任 者	1人。

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。

看護師	通じて定員20人につき1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
医師	医師1人。嘱託医2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童指導員	通じて定員5人につき1人。
保育士	ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介助員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	1人。
児童発達支 援管理責任 者	1人。

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員3.5人につき1人。
介 助 員	1人。
看 護 師	定員50人につき3人。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	1人。

調理員等	4人。
嘱託医	1人。
児童発達支援管理責任者	1人。

主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数	
	本 体 施 設	併 設 施 設
	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施 設 長	1人。	_____
児 童 指 導 員 保 育 士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	_____
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	_____
嘱 託 医	2人。	_____
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1人。	_____

主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設 施 設	
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施 設 長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児 童 指 導 員 保 育 士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごと	本体施設の職員と兼務とする。	_____

	に1人を加算する。		
嘱託医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童発達支援管理責任者	1人。	業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。	_____

主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数		
	本体施設	併設施設	
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施設長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童指導員 保育士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介助員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____

栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
嘱 託 医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1人。	業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。	_____

障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数	
	本 体 施 設	併 設 施 設
	障害者支援施設	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設
施 設 長	_____	本体施設の職員と兼務とする。
医 師	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児 童 指 導 員 保 育 士	_____	通じて定員4.3人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職 業 指 導 員	_____	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。

栄 養 士	_____	本体施設の職員と兼務とする。
事 務 員	_____	本体施設の職員と兼務とする。
調 理 員 等	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	_____	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。

障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設 施 設	
	障害者支援施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設
施 設 長	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児 童 指 導 員 保 育 士	_____	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職 業 指 導 員	_____	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
事 務 員	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
調 理 員 等	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。

医 師	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児童発達支援管理責任者	_____	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。